

高知県災害派遣福祉チーム（高知県D W A T）の概要

1. 災害派遣福祉チームとは

大規模災害発生時に、被災地の市町村等からの要請に基づき、一般の避難所で専門知識を活かして、高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要配慮者に対する支援を行うチーム

2. 災害派遣福祉チームの概要

（1）構成員

- ・社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士等の福祉専門職
- ・1チーム4～6名で構成
- ・業務経験3年以上
- ・県が実施する養成研修（1日）を修了した者

（2）活動内容

①福祉避難所への誘導

災害時要配慮者へのスクリーニングを行い、一般の避難所で必要な支援を行うことが困難な者がいる場合に、福祉避難所等への誘導を行う。

②災害時要配慮者へのアセスメント

災害時要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、要介護度、病歴、服薬の状態その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施する。

③相談支援

災害発生からの時間の経過に応じ、災害時要配慮者の福祉ニーズは変化していくことが見込まれることから、一般の避難所等に相談スペースを設置することなどにより、必要な相談支援を行う。

④日常生活上の支援

生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生活が確保されるよう、食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行う。

⑤一般の避難所の環境整備

良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車椅子の通路の確保、段差の解消、子どものリフレッシュのためのキッズスペースの設置等、必要な環境整備を行う。

（3）活動期間

原則移動日を含め7日間

（4）活動場所

市町村が小学校等に設置した一般の避難所

（5）派遣基準

- ①県内で災害救助法が適用され又は適用される可能性がある程度の災害が発生した場合で、県がチームを派遣する必要があると認めたとき。
- ②県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にチームの派遣要請があったとき。

3. チーム員登録までの流れ

- （1）チーム員の派遣に関する協定締結（県↔協力団体）
- （2）チーム員候補者の推薦（協力施設→協力団体→事務局）
- （3）県主催の養成研修受講（チーム員候補者）
- （4）チーム員の登録・管理（県・事務局）

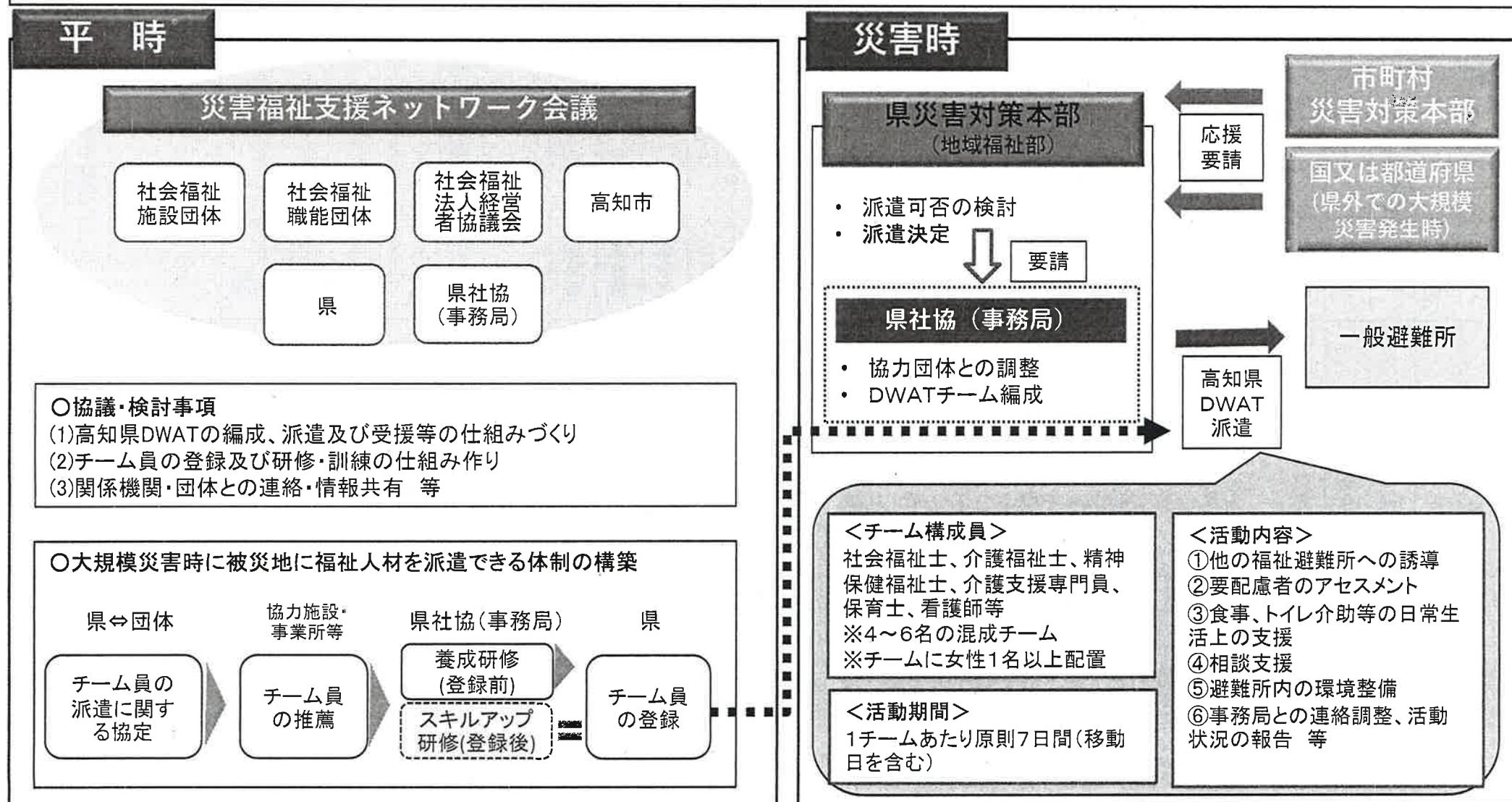
4. 派遣までの流れ

- （1）派遣要請受付（被災市町村等→県）
- （2）派遣の決定（県）
- （3）チーム員の派遣調整（事務局）
- （4）チーム編成（事務局）
- （5）一般の避難所へ派遣（チーム員）

高知県災害福祉支援ネットワーク会議の概要

資料1

大規模災害時に、一般の避難所における要配慮者の福祉ニーズに対応し、生活機能の維持を図る「災害派遣福祉チーム(高知県DWAT)」を組成するとともに、一般の避難所に派遣することにより、必要な被災者支援体制を確保



令和2年度第1回高知県災害福祉支援ネットワーク会議出席者名簿

団体名	出席者	
高知県老人福祉施設協議会	会長	井上 章
高知県介護老人保健施設協議会	事務局(会長代理)	小松 雅理
高知県地域密着型サービス協議会	事務局	森田 陽香
高知県身体障害者(児)施設協会	会長	熊岡 健
高知県知的障害者福祉協会	会長	田中 稔明
高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会	会長	谷 晃
高知県児童養護施設協議会	副会長	田村 桂造
高知県通所サービス事業所連絡協議会	副会長	安岡 将一
高知県保育所経営管理協議会	副会長	伊野部 武男
高知県社会福祉法人経営者協議会	災害福祉支援委員長	植村 芳明
高知県社会福祉士会	副会長	久野 貴裕
高知県介護福祉士会	会長	土居 沙織
高知県精神保健福祉士協会	災害対策委員	西村 優
高知県介護支援専門員連絡協議会	副会長	山下 等生
高知県相談支援専門員協会	会長	住友 芳美
高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
高知県訪問看護連絡協議会	会長	安岡 しづか
社会福祉法人高知県社会福祉協議会	副会長	楠目 隆
高知市	健康福祉部副部長	川村 弘
高知県	地域福祉部副部長(総括)	山本 和弘

事務局

高知県地域福祉政策課	企画監(災害時要配慮者支援担当)	信吉 孝明
" 災害時要配慮者支援室	チーフ	濱田 浩利
"	主幹	前原 尚太
"	主査	森下 翔平
高知県社会福祉協議会	事務局次長	長野 孝弘
" 法人振興課	課長	矢野 利明
"	チーフ	仙頭 正輝

オブザーバー

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課	チーフ(企画調整担当)	小味 啓人
"	チーフ(地域支援担当)	百田 将

高知県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 大規模災害時における要配慮者に対する円滑な福祉支援を目的として、高知県災害福祉支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

（2）要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他一般の避難所において特別な配慮を必要とする者

（3）福祉支援

避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援すること

（4）高知県災害派遣福祉チーム

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に一般の避難所において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）

（5）チーム員

チームを構成する者

（協議内容）

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 大規模災害時におけるチームの編成、派遣及び受援等の活動に関すること。
- (2) チーム員の登録及び研修・訓練に関すること。
- (3) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。
- (4) チームに関する周知・啓発に関すること。
- (5) その他ネットワーク会議の活動推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 ネットワーク会議に会長を置き、社会福祉法人高知県社会福祉協議会副会長をもって充て、会長はネットワーク会議の会務を総理する。
- 3 ネットワーク会議に副会長を置き、高知県地域福祉部副部長（総括）をもって充て、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 ネットワーク会議の活動に関して検討を行うため、ネットワーク会議に部会を置くことができる。

別表

区分	団体名
社会福祉施設等関係団体	高知県老人福祉施設協議会 高知県介護老人保健施設協議会 高知県地域密着型サービス協議会 高知県身体障害者（児）施設協会 高知県知的障害者福祉協会 高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会 高知県児童養護施設協議会 高知県通所サービス事業所連絡協議会 高知県保育所経営管理協議会 高知県社会福祉法人経営者協議会
福祉職の職能団体	高知県社会福祉士会 高知県介護福祉士会 高知県精神保健福祉士協会 高知県介護支援専門員連絡協議会 高知県相談支援専門員協会 高知県医療ソーシャルワーカー協会 高知県訪問看護連絡協議会
社会福祉協議会	高知県社会福祉協議会
市町村	高知市
県	高知県

高知県災害派遣福祉チームについて

高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局
(社会福祉法人高知県社会福祉協議会)

【構成】

- I. 災害時の福祉が求められた背景
- II. 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム
- III. 高知県災害派遣福祉チームについて

【構成】

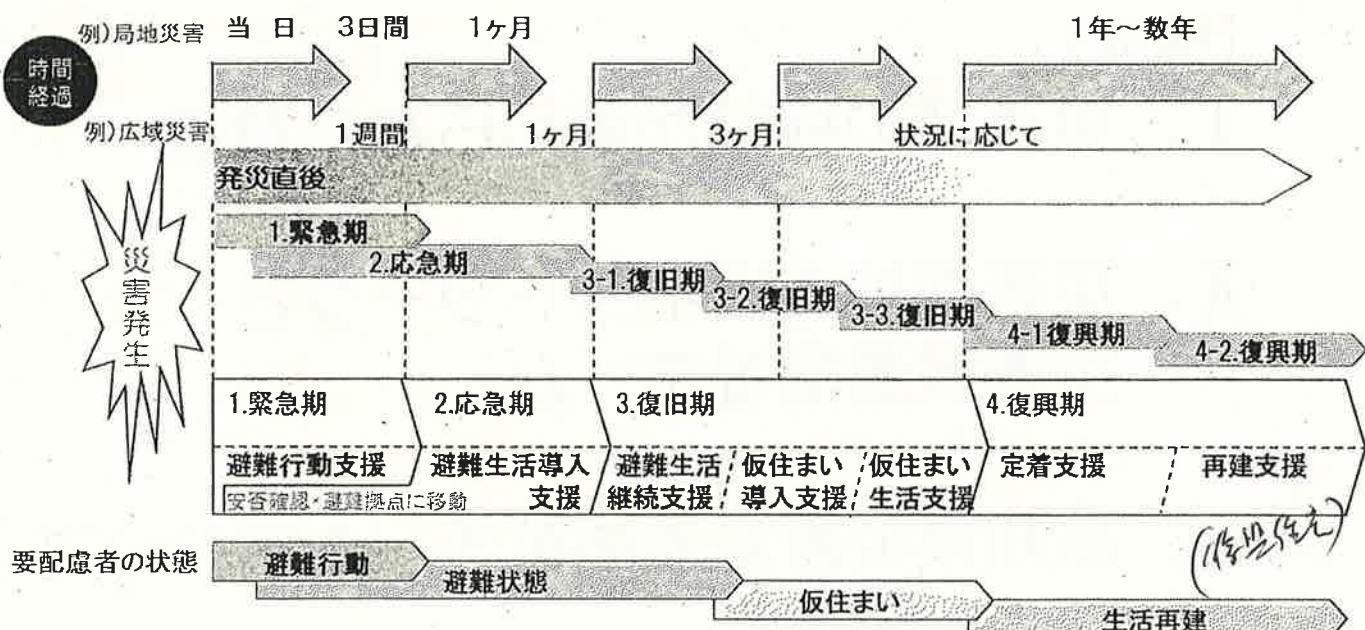
I. 災害時の福祉が求められた背景

II. 災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム

III. 県内の体制について

3

1. 災害の時系列（フェーズ）を理解する



資料：(株)富士通総研

2. 指定避難所とは

考え方	指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。 (災害対策基本法第49条の7)
基 準	以下のすべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none">被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なこと。想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。 <p>なお、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、</p> <ul style="list-style-type: none">要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 <p>福祉施設のほか、市民センターや公民館等が指定されていることが多い</p> <p>(災害対策基本法第20条の6)</p>

5

3. 過去の災害で発生したこと

一次被害

災害による直接死の発生

- 特に高齢者・障害者に被害（避難行動の問題）

災害から助かった命

二次被害

災害直後からはじまる避難生活の中で生じる

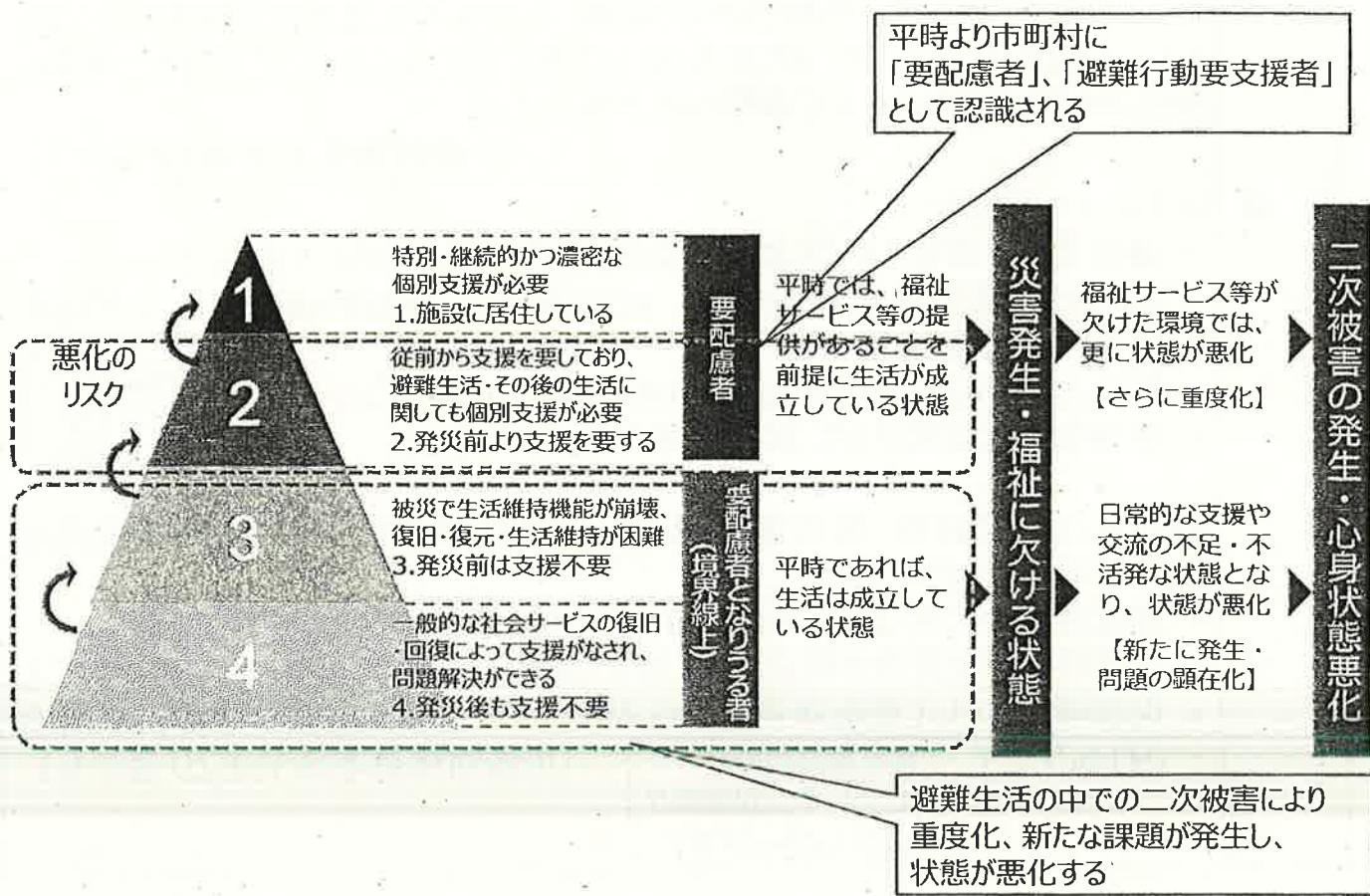
体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題）

- 特に要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大
- 重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで状態が悪化することになる

災害から助かったの気持ちれない命

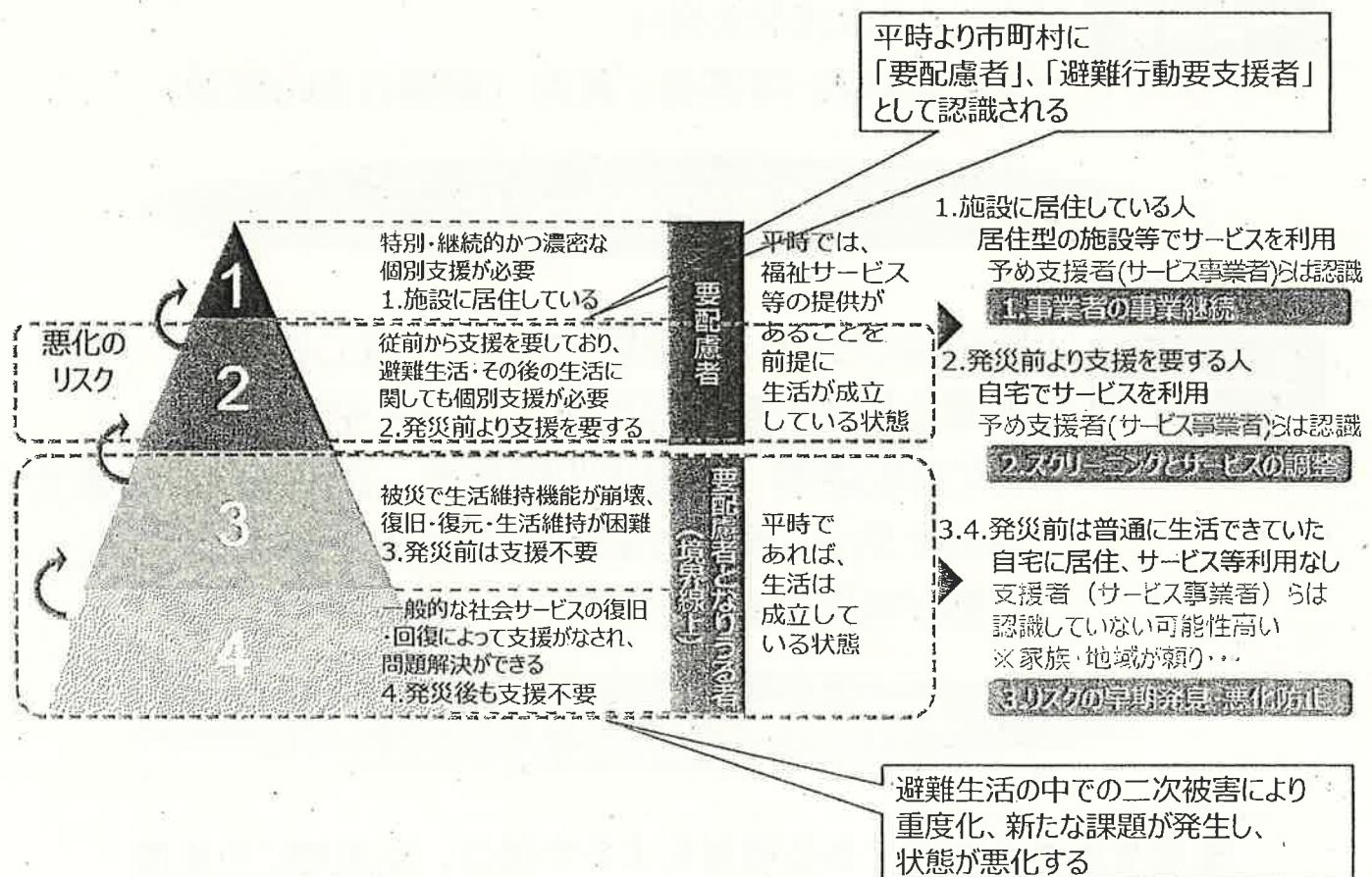
生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要

4. 支援を必要とする層と災害時に想定されるリスク



資料：(株)富士通総研

5. 二次被害を防ぐために必要なこと



6. 災害時「要配慮者」とは

災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている

- ・ 高齢者（要介護の者）

- ・ 障害者・児

- ・ 乳幼児 … 等のほか、妊産婦、乳幼児、外国人、疾病者、避難時または避難所で支援が必要となった人

いつ自分がその立場になつてもおかしくない。
他人事ではない。



【人】 平時に市町村が把握する避難行動要支援者だけではなく、災害によって「誰もが」要配慮者になる可能性がある

【地域】 少子高齢化による人口構成の変化・在宅で暮らす重度の要介護者や障害者の増加・核家族化や地域コミュニティの弱体化

災害による被害は皆にとって同じではない

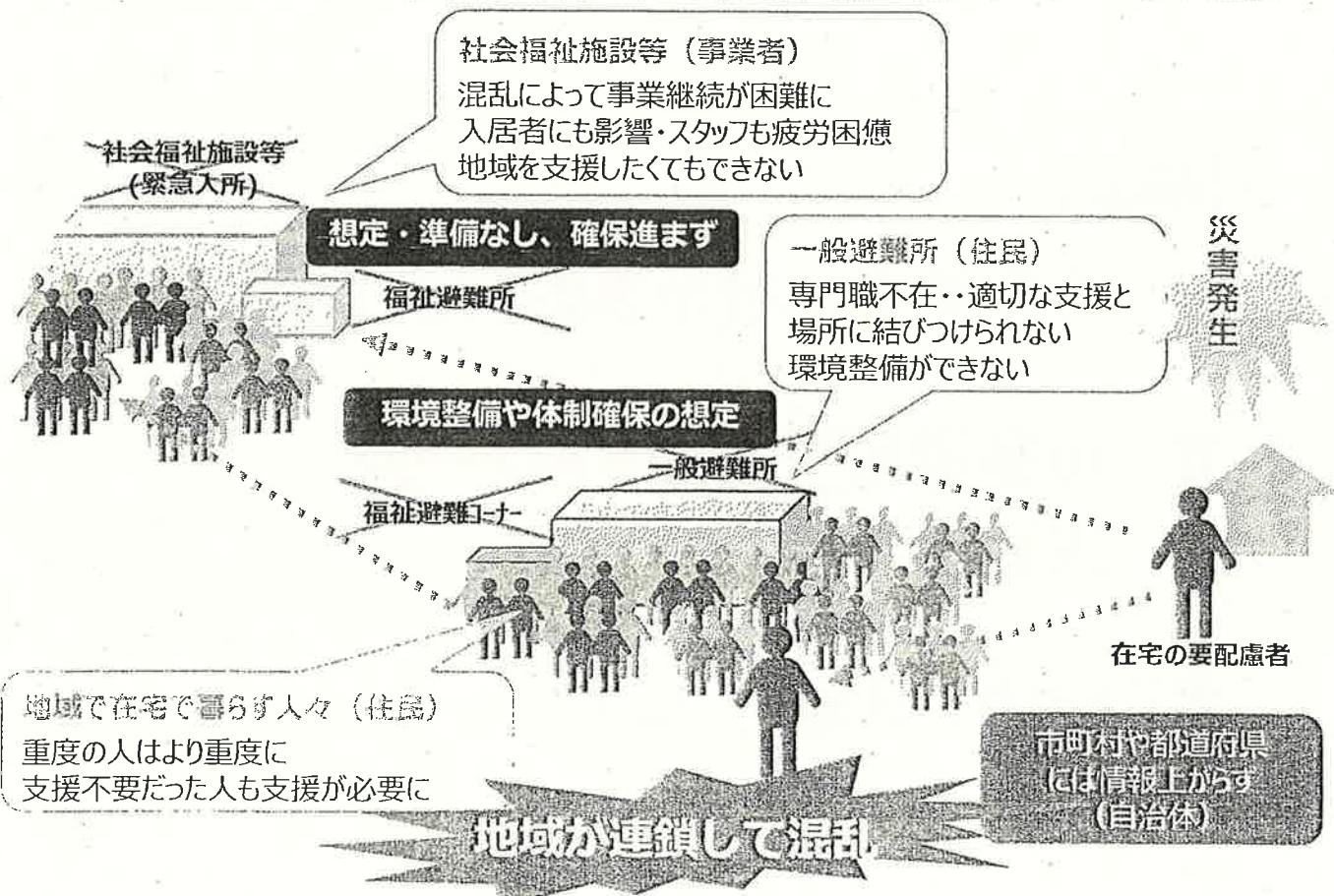
…普段の生活で支援が必要な人はより支援が必要に、支援が不要だった人も新たに支援が必要になる可能性がある

災害の大きさだけで地域への影響をはかる事はできない

…その地域はどのような地域であるかで、災害のインパクトは異なる

9

7. 災害時に想定される状況（災害派遣福祉チームがない場合）



8. 二次被害が発生防止に向けた一般避難所の充実

① 要配慮者の課題の見極めは、災害医療のみでは困難

→ 緊急医療中心のDMATや医療救護班だけでは、介護や障害等の課題把握は困難

→ 介護や障害等の課題には、平時と同様に医療と福祉の連携が必要

② 一般避難所の混乱

→ 避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極めは難しく、それができる人材も不足

③ 二次的避難所である福祉避難所の開設は進まず

→ 運用方法が定まっていない等から、指定はされていても開設は進まず
その結果、施設の緊急入所者は増加、被災地域の施設に大きな影響

- ・一般避難所の支援体制や環境整備が進まないことで、状態が悪化する人も発生
- ・一般避難所の混乱の余波は被災した福祉施設にも及び、事業継続を困難に



一般避難所を機能強化し、受け止める人々を増やすことが必要

11

【構成】

I. 災害時の福祉が求められた背景

II. 災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム

III. 県内の体制について

9. 災害福祉支援ネットワークの構築

相次ぐ自然災害の発生、二次被害防止の観点から、厚生労働省は「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を発出
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html> (H30.5月)

都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築のため

①都道府県内に災害福祉支援ネットワークを構築

→ 都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体等、市区町村も協力して、官民協働でネットワークを構築する

②一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成

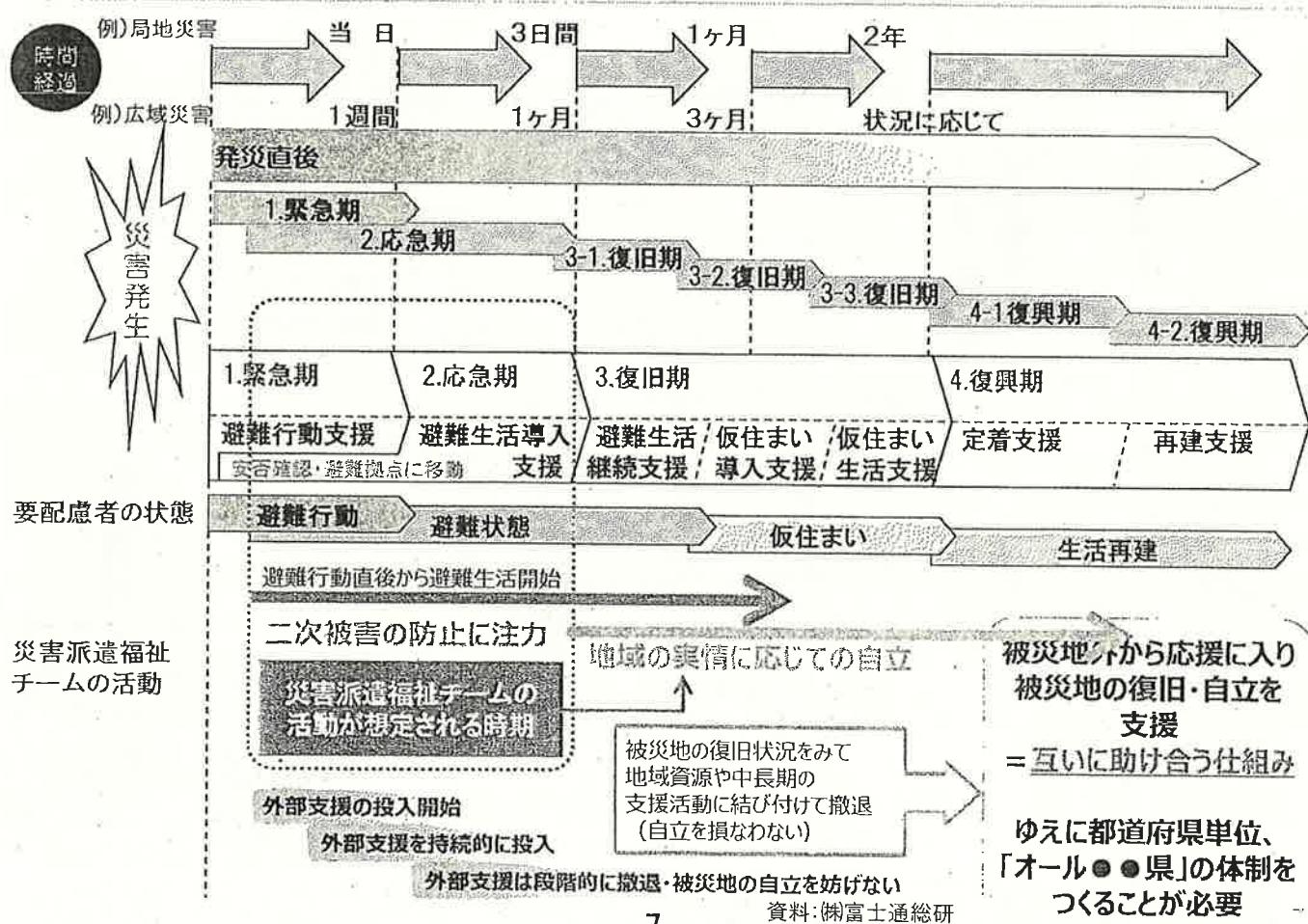
→ 指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所に避難する災害時要配慮者に福祉支援を行う
..地域が持つ多様性から、高齢・障害等の種別に関わらない横断的なチーム組成が必要

→ 要配慮者を中心とした支援・連続した支援を行うべく、保健・医療の他職種と連携して取り組む

都道府県の災害時の福祉支援体制の一つ＝オフィシャルルート

13

10. 被災地の復旧・自立を応援する期間限定の仕組み



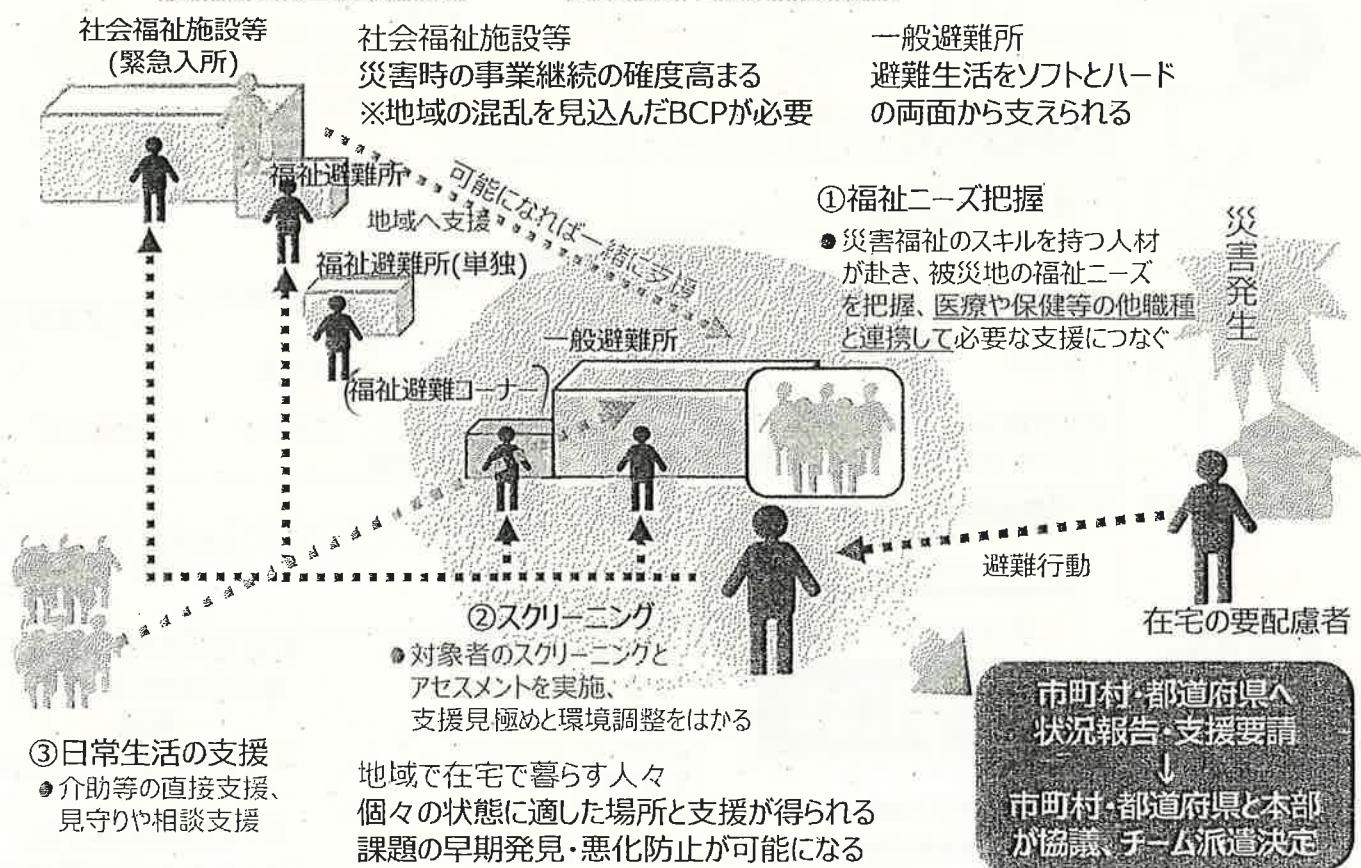
11. 災害派遣福祉チームの活動

- ① 福祉避難所への誘導
- ② 災害時要配慮者へのアセスメント（健康調査、ラウンド）
- ③ 日常生活上の支援
- ④ 相談支援（福祉（要配慮者）相談窓口、何でも相談）
- ⑤ 一般避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦ 後続のチームへの引継ぎ
- ⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨ 他職種との連携
- ⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

（災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン 4.(2)）

15

12. 災害派遣福祉チームがあつた場合



地域全体で取り組むことが実現しない=自治体・事業者・住民

13. 災害時の活動のためには平時からの体制づくりが重要

被災地外からの支援のプロセス（一部再掲）

外部支援の投入開始

外部支援を持続的に投入

外部支援は段階的に撤退・被災地の自立を妨げない



災害はどこで起きるかわからない=互いに支援しあえる関係が必要
→まずは都道府県内でネットワークをつくることが必要

…そして災害時に支援しあえるためには、災害が起きる前=平時において

- 県内や広域間で同じ仕組みを持ち、互いに支援できるようにする
- 外部からの支援をうまく受けられるよう、受援体制を整え、受援力を高める

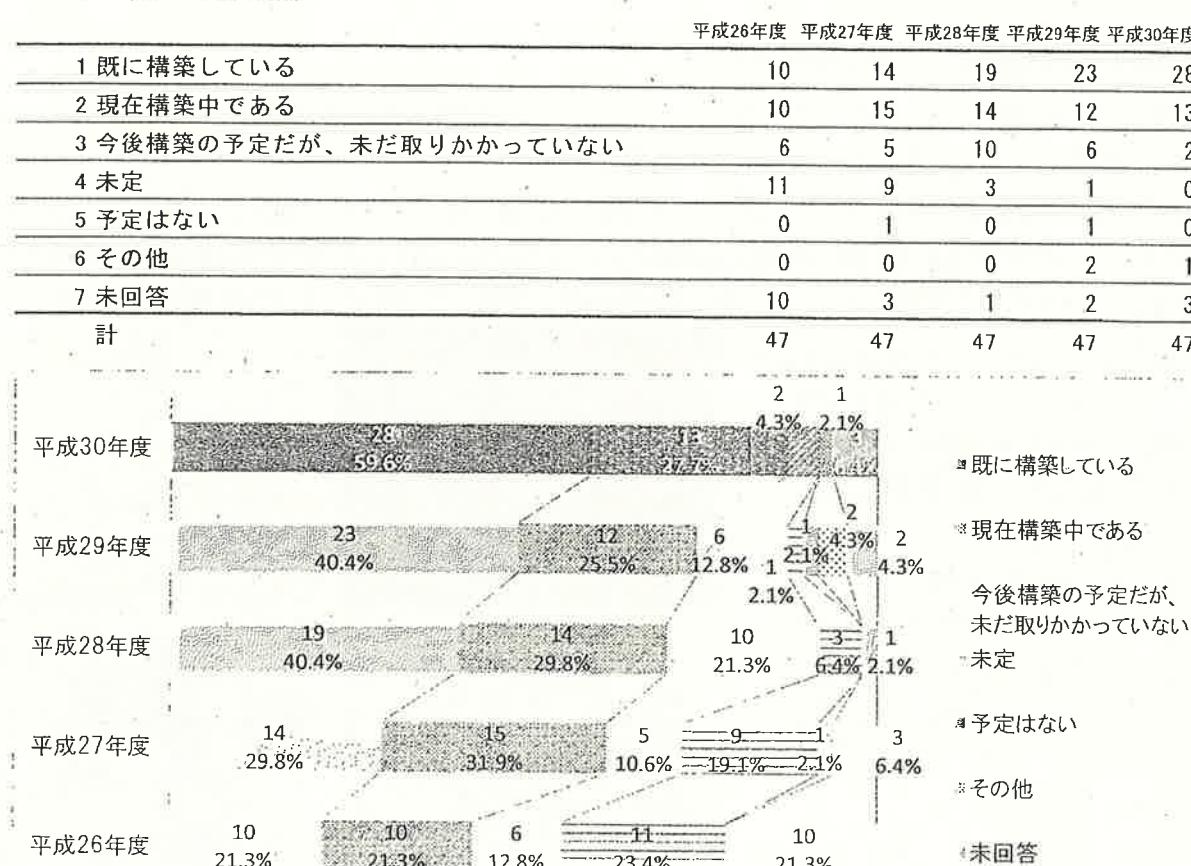
…ことが必要となる

平時においては、チーム員は地域住民・自治体と一緒にになって
自分たちの地域を強くしていくことが重要

- ・ 災害時に備えた福祉支援体制づくりは、社会福祉法人や社会福祉施設、福祉専門職による「地域における公益的な取組」の1つであり、取り組むべきである。
- ・ それだけではなく、自分たちの利用者、仲間、事業所を守る相互支援の仕組みでもある。

17

14. 全国の動き



（参考）富士通総研(平成24年度～平成30年度) 厚生労働省社会福祉推進事業

15. 派遣事例①

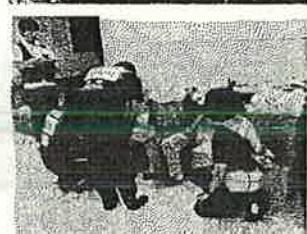
熊本地震 (2016年4月)

- 益城町に熊本県チームが県内派遣され、熊本県からの依頼で広域派遣された2府県のチームと共に1か所の一般避難所を拠点に活動する
- 岩手県 2016/4/28-5/18(5班)
- 京都府 2016/5/12-5/31(3班)



台風10号災害 (2016年8月)

- 岩泉町に岩手県チームが県内派遣され、医療・保健の他職種との会議体「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」を設置、2か所の一般避難所を拠点に保健師らと健康・福祉相談コーナー運営や相談支援等の悪化防止に取り組む
- 岩手県 2016/9/1-10/7
(チーム員54名・ボランティア8名)



災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業(平成29年度社会福祉推進事業 (株)富士通総研)
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html>

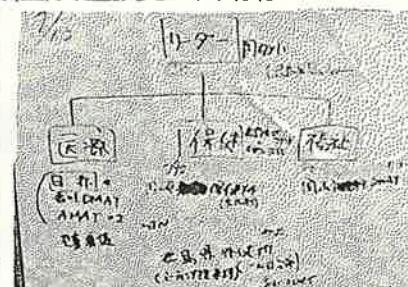
19

16. 派遣事例②

平成30年7月豪雨 (2018年7月)

- 真備町に岡山県チームが県内派遣され、岡山県の依頼で5府県から広域派遣されたチームと共に3か所の一般避難所を拠点に活動する
- DMATや保健師等の他職種と連携した支援を実施、ボランティア団体の活用にも取り組む
- 保健所に行政や医療・保健・福祉の団体等の会議体「倉敷地域災害保健復興連絡会議」(KuraDRO)が設置、チーム事務局も参加し保健・医療・福祉が連携して活動

- 岡田小学校※8/22以降岡山県のみ
7/10~9/2 岡山県(13班)
7/20~8/13 京都府(6班)
8/13~8/21 青森県(2班)



- 園(その)小学校
※8/22以降岡山県のみ
7/18~9/2 岡山県(11班)
7/18~7/26 岩手県(2班)
7/24~8/5 静岡県(3班)
8/5~8/13 群馬県(2班)



- 二万(にま)小学校
※当初より岡山県のみ
7/18~9/2 岡山県(11班)

災害福祉広域支援ネットワークの推進方策に関する調査研究事業(平成30年度社会福祉推進事業 (株)富士通総研)
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2018saigaifukushi.html>

17. 派遣後の取組事例（平時）①

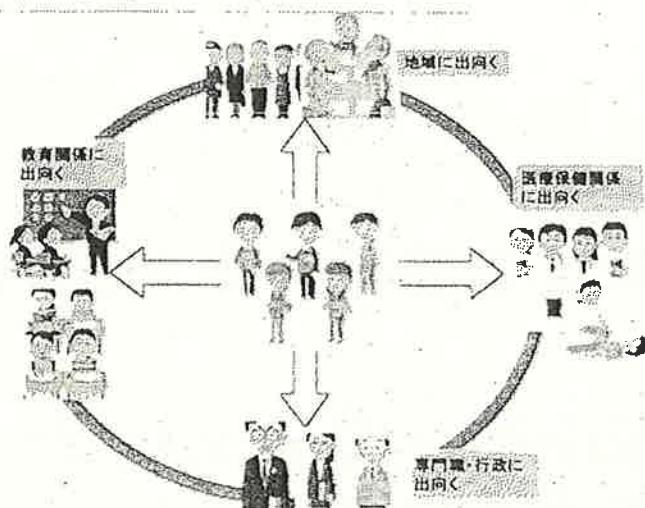


総合防災訓練(京都府)
保健・医療・福祉の専門職と地域住民が
一緒に防災訓練に取り組む

啓発・周知のためのリーフレットやパネル(岩手県)
地域住民への普及・啓発、活動紹介のために
資料を作成

21

18. 派遣後の取組事例（平時）②



静岡市社協主催: 夏休みボランティア・福祉体験
「考えよう！ 体験しよう！ 災害時の支え合い活動」
開催日 平成30年8月12日(日) 静岡市社会協議会
参加者 市内小学校4年生
内容 「避難所で役立つ道具作り、避難用具の紹介と体験」



平時の活動(静岡県)
住民対象の防災活動の講師や、地域と一緒に防災訓練に取り組む

静岡市葵区一番町地区防災研修会

開催日 平成30年8月26日(日) 静岡市特別支援教育センター
参加者 地区町内会役員、防災委員等
内容 「静岡DCAT活動紹介、研修活動報告、送終行動と移送用具紹介」



【災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動】

① 認知症の女性

家族の虐待、介護疲れ。

福祉避難所へ移動、ショートステイの利用。

② 入院をためらう避難者

圧迫骨折、寝たきりの高齢女性。

空きベッド調整と診療代の交渉。

③ ずっと入浴しない避難者

人間関係・信頼関係を作り入浴してもらう。

居住スペースの環境整備。

【構成】

I. 災害時の福祉が求められた背景

II. 災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム

III. 高知県災害派遣福祉チームについて

1. 災害派遣福祉チームは公的なチームである

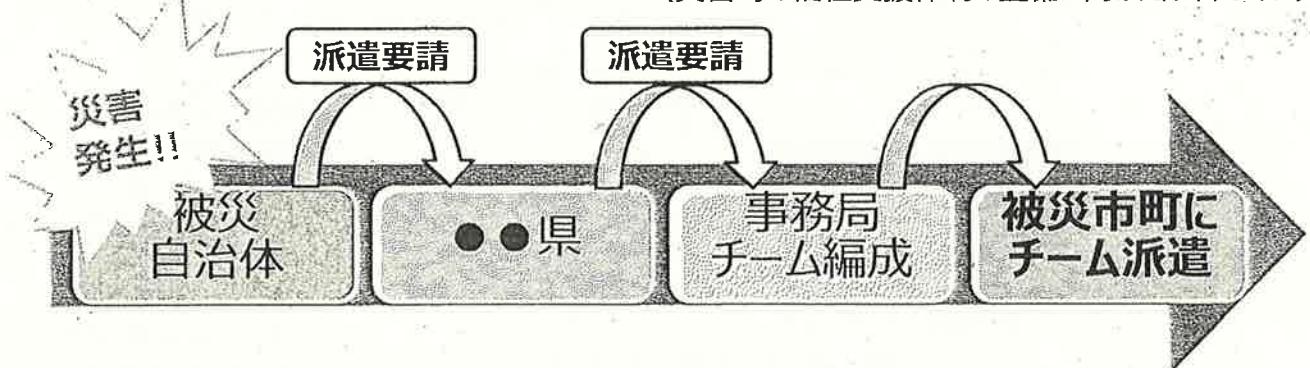
災害派遣福祉チームは、

被災自治体からの派遣要請に基づき 一般避難所に派遣される公的なチーム

- 1チーム4~6名程度（職種構成や性別にも配慮）
- 活動目安は5日間程度
- 社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市・区町村及び一般避難所の管理者等と協議の上、派遣終了

※いずれの例も地域資源や中長期の支援等に結び付けて活動終了

（災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン）



2. 二次被害の防止・被災地域の自立を支援する(再掲)

災害派遣福祉チームが心しておかねばならないこと

● 被災した人々に対しては、**二次被害の防止**

→ その人が避難生活を送るのに適切な場所が確保された時点から悪化防止、早期発見・早期対応等、多職種と連携して二次被害の防止に取り組み、生活再建につなげていくことが必要

● 被災地域に対しては、**被災地域の自立を尊重**

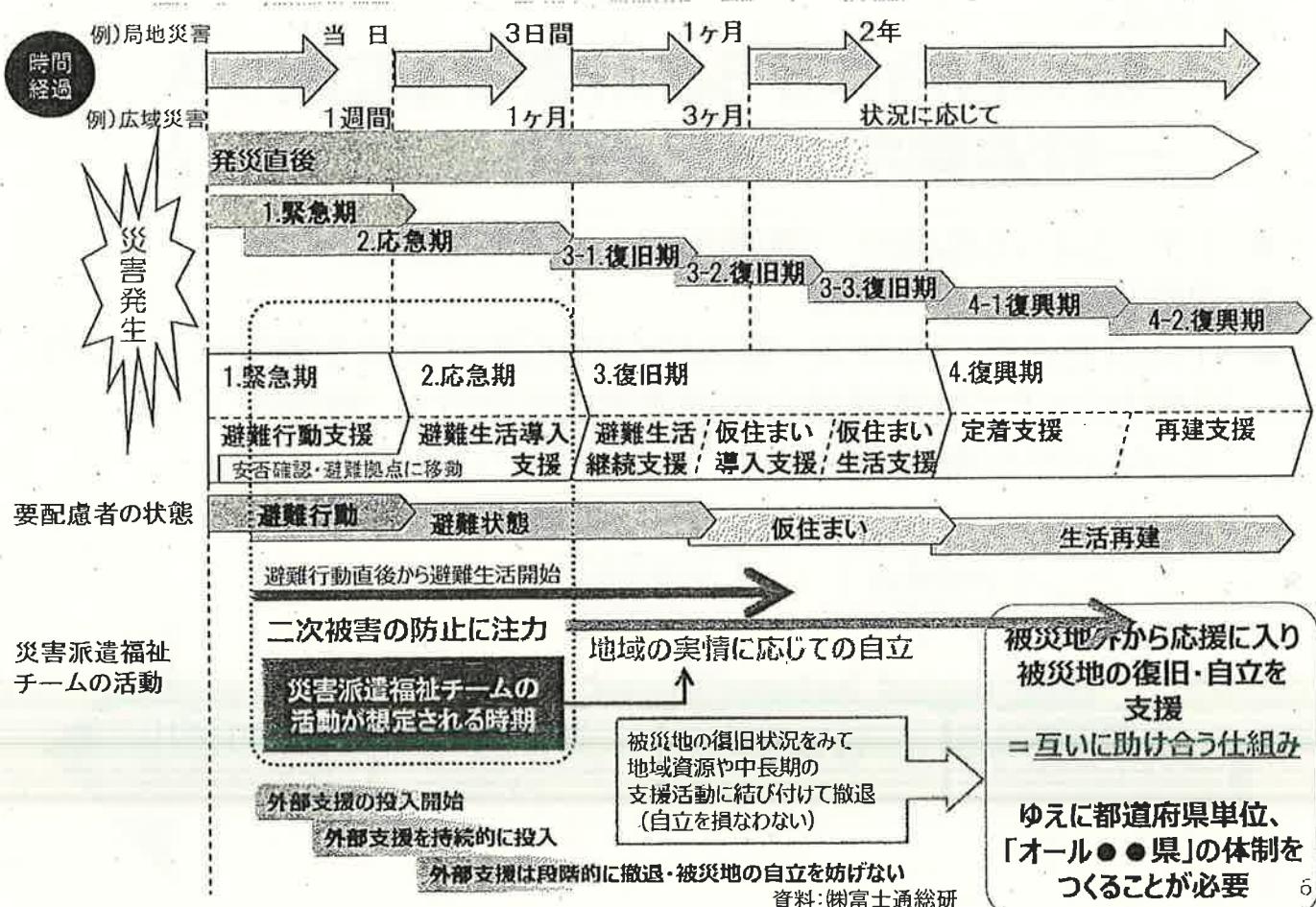
→ 被災地外から応援に入るには、被災地域が災害で失った支援力をカバーするためであり、復旧に集中するための「リリーフ」であるゆえに、災害派遣福祉チームの活動には「期限がある」

→ ゆえに、チームの活動当初から自分たちがいなくなても大丈夫な状態となることを目指した活動を心掛ける

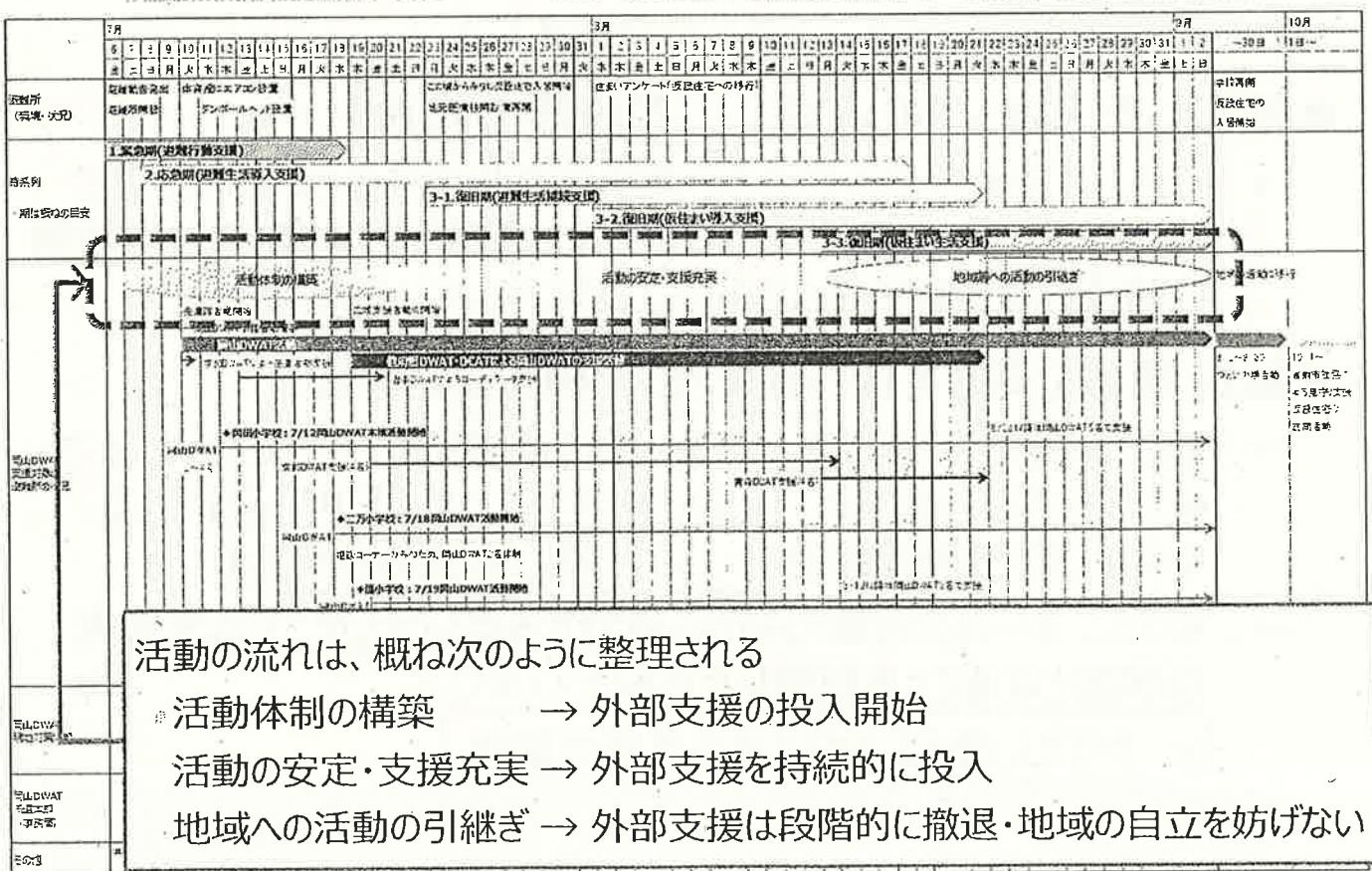
× やりたい支援・やりすぎの支援は禁物

災害派遣福祉チームは被災地のから避難に人々へ
被災地資源や中長期の支援活動による貢献を目指す

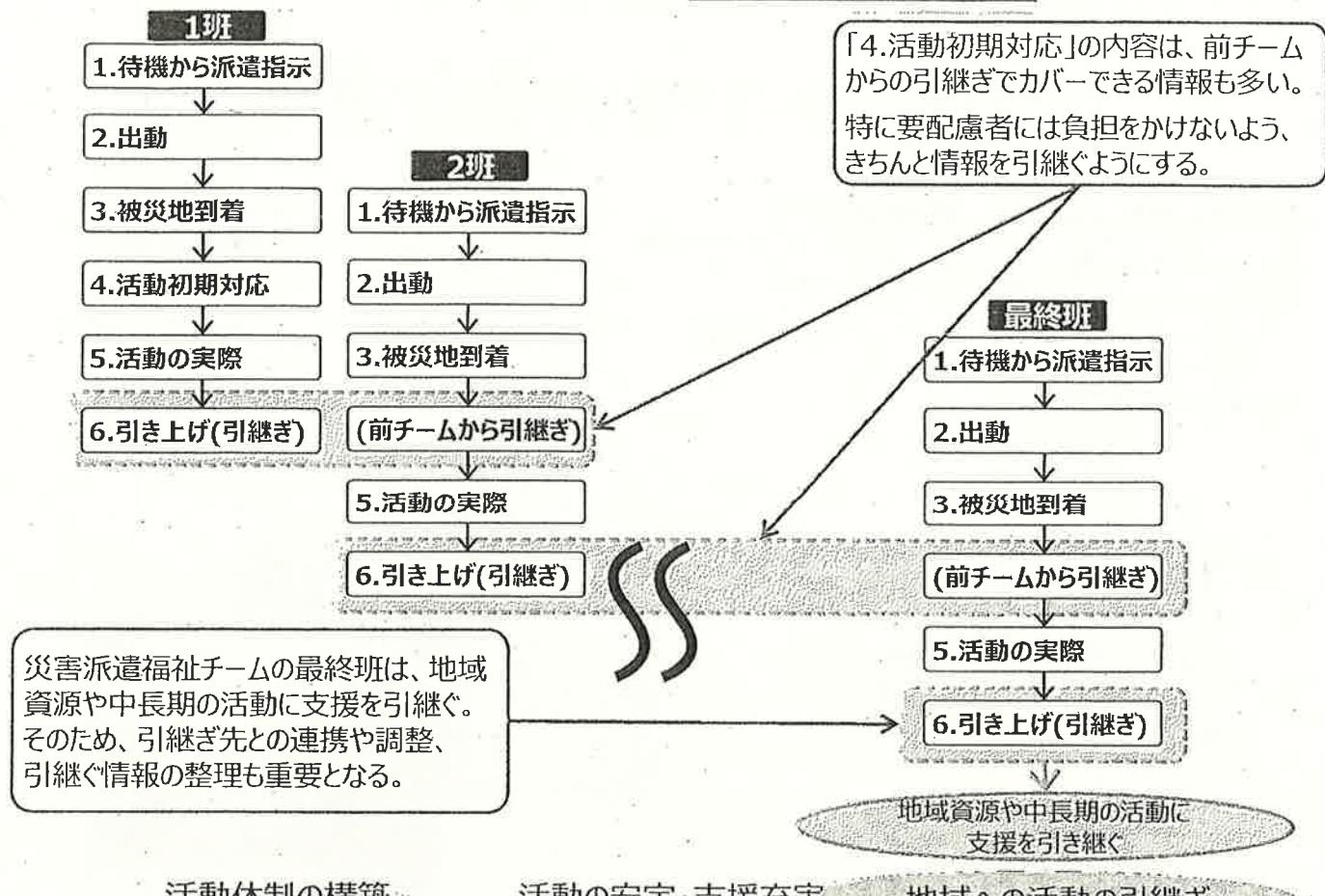
3. 災害派遣福祉チームの活動時期（再掲）



4. 災害派遣福祉チームの活動時期(例:平成30年7月豪雨被害)



5. 災害派遣福祉チームの活動継続（つなぎ）



6.事務局はシフト表を作成(例:岡山県・静岡県)

事務局は派遣の全体計画を作成
(岡山県:平成30年7月豪雨)

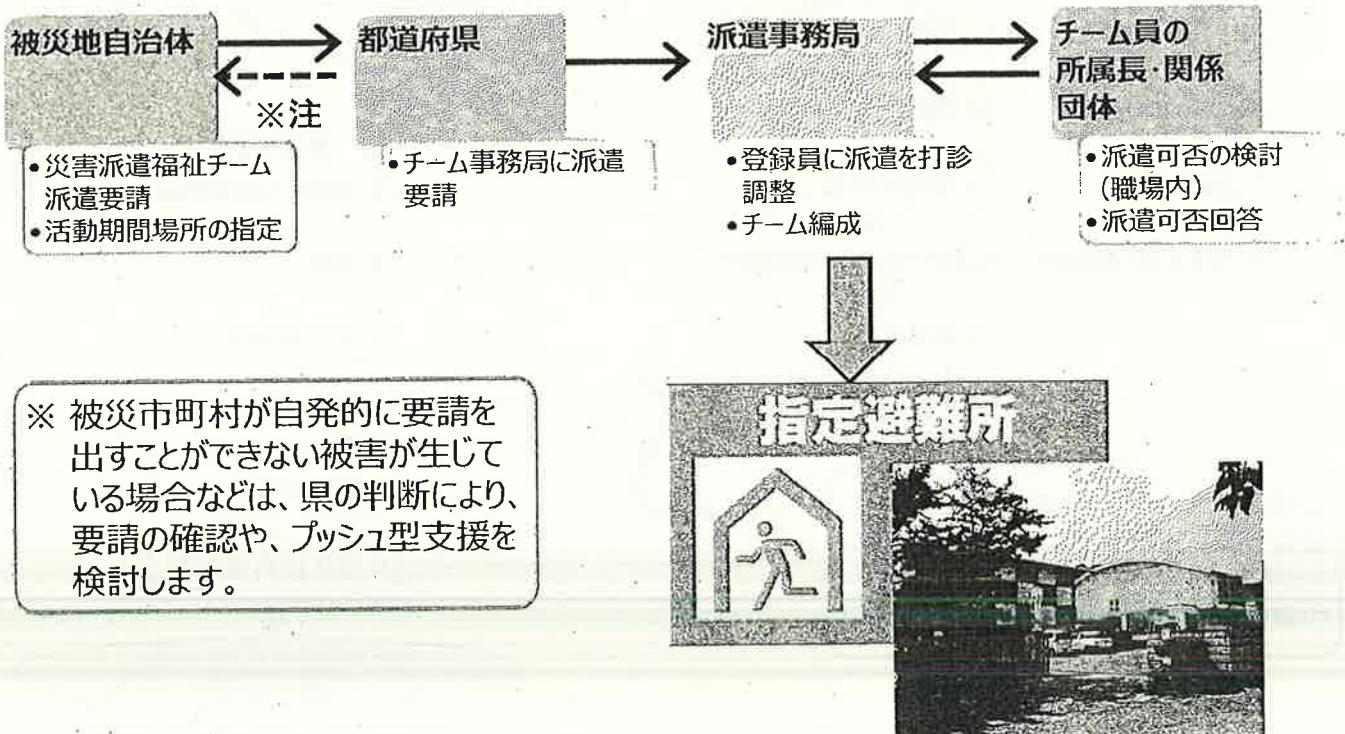
〈ポイント〉
引継ぎ時のチーム員の状態を伝えるとイメージが湧く。引き継ぐ側は疲労感、引き受ける側は極度に緊張している

事務局はニーズに合わせてチーム員の配属計画を作成
(静岡県:平成30年7月豪雨)

No	氏名	性別	所属	班長	備考	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
						土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	男	県立高				移動	引進					引進	帰静								
2	男			●	第1班	移動	引進					引進	帰静								
3	女					移動	引進					引進	帰静								
4	女					移動	引進					引進	帰静								
5	男			●								移動	引進			引進	帰静				
6	男											移動	引進			引進	帰静				
7	女											移動	引進			引進	帰静				
8	女											移動	引進			引進	帰静				
9	男			●											移動	引進				引進	帰静
10	男														移動	引進				引進	帰静
11	女														移動	引進				引進	帰静
12	女														移動	引進				引進	帰静

7. 派遣要請(県内派遣の場合)(例:静岡県)

被災自治体の派遣要請が大前提

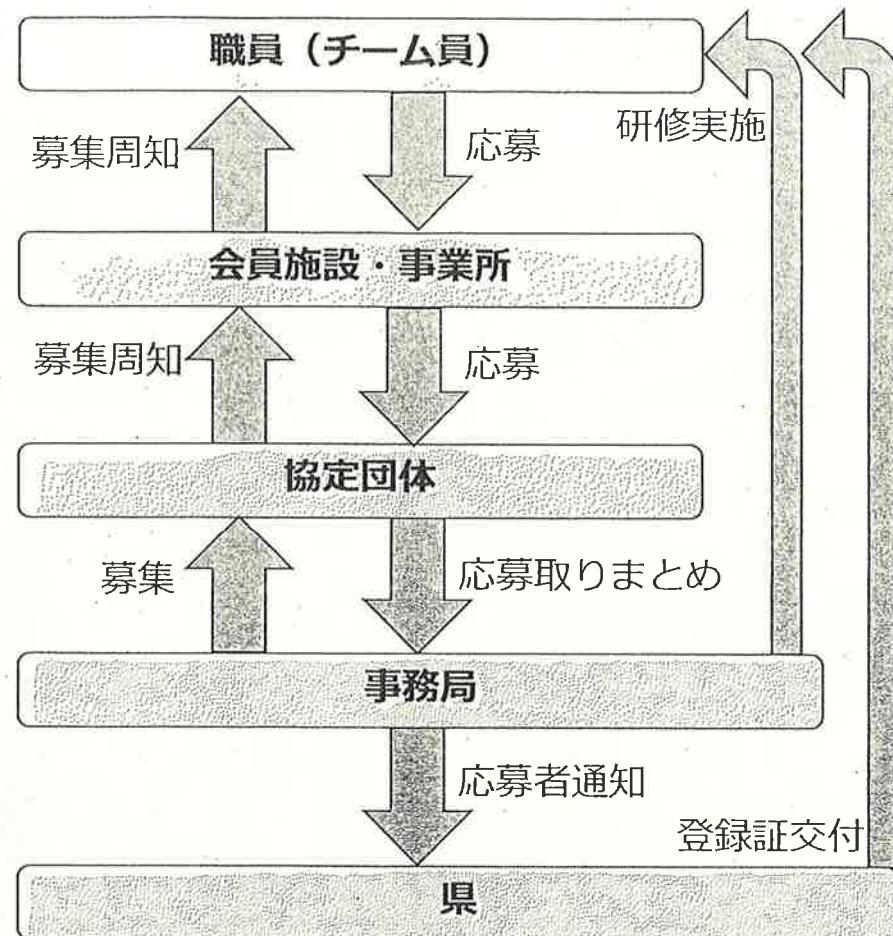


10

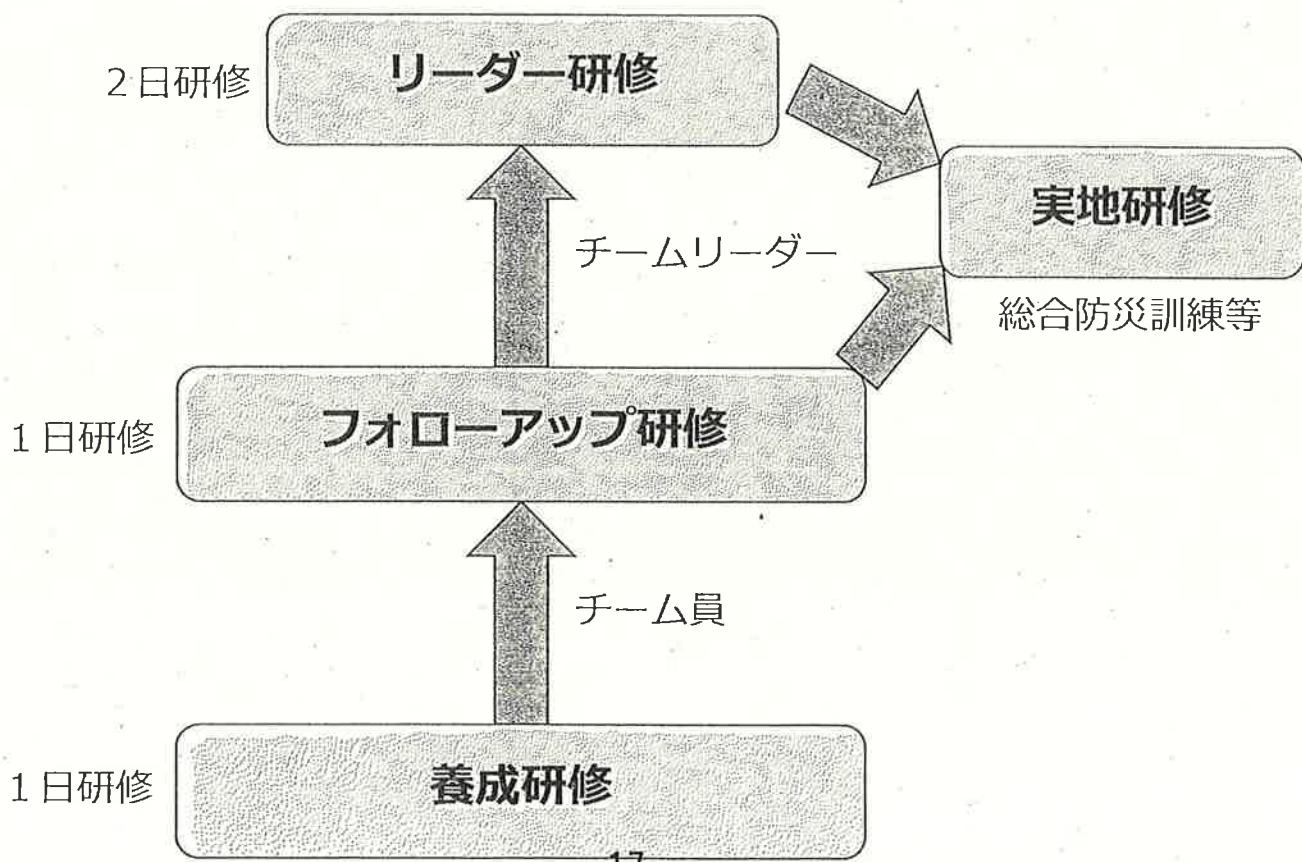
8. 災害派遣福祉チームの身分等

1. 行政からの依頼により公式に派遣されるものであり、チーム員は公務に準ずる活動に従事する。
2. 現地での活動場所は、派遣要請元からの指示による。
3. 活動期間中は、派遣先責任者（例：行政の福祉課担当者、避難所運営担当者）の指揮・指示に基づき活動する。
4. 活動に要する費用は、災害救助法による救助費の支弁対象となる場合は県が負担する。それ以外の場合には、県と派遣要請元自治体との協議の上、決定する。

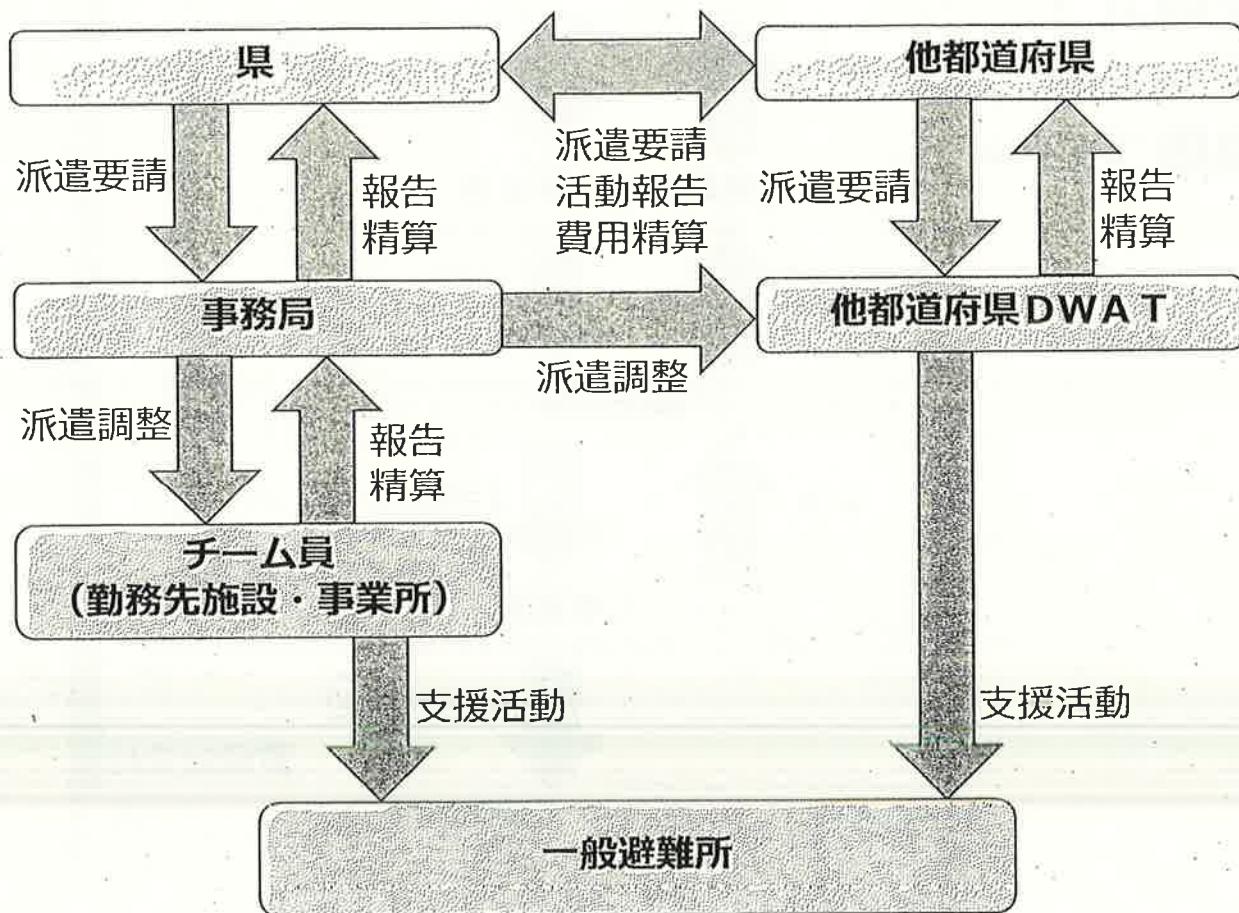
**高知県
DWA T
チーム員
募集フロー**



【DWA T研修体系】



【DWAT活動フロー】



高知県災害派遣福祉チーム概要

(目的)

- ・大規模災害発生時に、一般の避難所における要配慮者に対する円滑な福祉支援を目的として、災害派遣福祉チームを設置する。

(チーム編成)

1 チーム当たり4～6名程度で、下記の役割を担うことができる者で構成

- ・要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者。
- ・介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者。
- ・連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者。

(チーム員の資格)

次の①～④の要件を満たす者

- ①国家資格又は公的資格を持つ者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師等）、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員等、特に会長が認めた者。
- ②当該業務経験が3年以上の者。
- ③協定を締結した協力団体に所属している者。
- ④別に定める研修を修了した者。

(活動内容)

①避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング

- ・避難者等の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を事務局に報告する。
- ・緊急に対応が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
- ・要配慮者の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

②要配慮者からの相談対応及び介護をする者への応急的な支援

- ・要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- ・避難所において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

③その他

- ・避難所の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解決に向けて調整する。
- ・その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

(活動基準)

- ・災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害（大規模災害）が発生し、県に派遣の要請があった場合で派遣する必要が認められたとき。

(派遣先)

- ・県内的一般の避難所とする。なお、県外で災害救助法が適用される災害が発生し、国又は他の都道府県から知事に対して派遣要請があり、知事が必要と認めた場合は、県外に派遣する。

(活動期間)

- ・原則として移動日も含め 7 日間程度とする。（必要に応じて期間を延長する場合がある）

(各団体の役割)

(県)

- ・被災情報の収集、関係機関との連絡調整
- ・派遣要請の受け付け、派遣の可否判断、派遣の指示
- ・活動に要する予算の確保

(事務局)

- ・チーム員の登録管理
 - ・研修の実施（登録研修、スキルアップ等）
 - ・チーム員及び関係機関との派遣調整
- (協力施設及び協力団体)
- ・チーム員候補者の推薦
 - ・派遣に関する調整

(事前協定)

- ・チームの派遣に協力する協力団体は、派遣協力申出書を県に提出し、派遣に関する協定を締結する。

(研修及び訓練)

- ・チーム員の技術の向上のため、研修及び訓練の機会を確保する。

(費用負担)

- ・チームの運営及び活動等に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
(想定する経費：日当、時間外手当、旅費、使用料、燃料費、消耗品費)
- ・県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、保険料を負担する。
- ・前 2 項以外の費用については、別途協議する。

【令和2年度事業スケジュール】

資料6

日付	内 容
9月24日	第1回ネットワーク会議
10月2日	派遣協力申出書締切（各団体から県へ）
	協定締結（県と各団体）
	養成研修受講申込受付（各団体から会員へ）
11月16日	養成研修受講申込締切（各団体から県社協へ）
11月20日	養成研修受講決定通知（県社協から受講者へ）
12月9日	高知県災害派遣福祉チーム（第1期）養成研修 高知県災害派遣福祉チーム（第1期）発足式
3月中旬	第2回ネットワーク会議

(様式第1号)

高知県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書

高知県知事 様

団体所在地

団体名

団体代表者氏名

印

担当者氏名

連絡先

高知県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第7条第1項の規定に基づき、高知県災害派遣福祉チームの派遣について、協力することを申し出ます。

高知県災害派遣福祉チーム（第1期）養成研修 開催要項（案）

1. 目的

大規模災害時に、一般避難所において高齢者、障害者、乳幼児その他特別な配慮を必要とする要配慮者を支援するため、高知県災害派遣福祉チームのチーム員を養成する。

2. 日時

令和2年12月9日（水）9：30～16：50（9：00受付開始）

3. 内容

9：30	開会・オリエンテーション（5分） 挨拶：高知県災害福祉支援ネットワーク会議会長
9：35	行政説明「災害派遣福祉チーム」についての基本事項（50分） 説明：高知県地域福祉政策課災害時要配慮者支援室
10：35	演習Ⅰ「ディスカッション～避難所における福祉ニーズを考える」（100分） 講師：高知県社会福祉法人経営者協議会災害福祉支援委員会
12：15	昼食休憩（55分）
13：10	事務局説明「災害派遣福祉チームの活動」（60分） 説明：高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局
14：20	演習Ⅱ「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」（120分） 講師：高知県社会福祉法人経営者協議会災害福祉支援委員会
16：20	高知県災害派遣福祉チーム（第1期）発足式（30分） チーム登録証交付

4. 場 所 高知県庁 正庁ホール（高知市丸ノ内1-2-20）

※ 会場に駐車場はありません。あらかじめご了承ください。

5. 主 催 高知県

6. 研修実施 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

7. 対 象 ①・②の両方にあてはまる者。

- ① 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師の有資格者。
- ② 介護職員、生活相談員、相談支援専門員、生活支援員、地域包括支援センター職員等の業務経験が3年以上の者。

8. 受 講 料 無料

9. 受講申込 各団体へ締切期日までにお申し込みください。

10. 問い合わせ

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 法人振興課（担当：仙頭）

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ1階

電話：088-844-4611 FAX：088-844-9443

高知県災害派遣福祉チーム（第1期）養成研修 受講申込書

社会福祉法人高知県社会福祉協議会長様

令和2年 月 日

下記のとおり、高知県災害派遣福祉チーム（第1期）養成研修の受講を申し込みます。

法人名

代表者名

印

担当者名

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
性別	男・女	年齢	歳
本人住所	〒		
資格		職種	
業務経験	年 月		
勤務先 名称			
勤務先 所在地	〒		
勤務先 電話		勤務先 FAX	

(記入上の注意)

- ① 「資格」欄には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師の資格名を記入してください。
- ② 「対象職種」欄には、介護職員、生活相談員、相談支援専門員、生活支援員、地域包括支援センター職員等の職種名を記入してください。
- ③ 記入いただいた内容は、研修の運営管理、高知県災害派遣福祉チームの登録管理に使用いたします。